

千葉県浄化槽取扱指導要綱の一部改正（案）に関する意見募集結果について

1 意見募集期間

平成29年3月31日（金）から平成29年5月1日（月）まで

2 告知方法

千葉県ホームページ及び県の窓口での閲覧

3 意見の提出状況

意見提出者数： 6名

意見数： 延べ34件、

意見提出方法： 電子メール（6件）、ファクシミリ（0件）、郵送（0件）

4 提出された意見の概要

（1） 要綱案の修正に関する意見 …… 18件

（2） 制度の運用等に関する意見 …… 7件

（3） 要綱案の解釈等に関する質問 …… 9件

※なお、改正に反対の意見はありませんでした。

5 提出された意見と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただいております。

(1) 要綱案の修正に関する意見（延べ18件）

No.	要綱案の該当箇所	意見内容	県の考え方
1、2	第2の1	「建築主事」、「指定確認検査機関」の用語が定義されていないので定義すべきである。（同様2件）	御意見を踏まえ定義を追加しました。
3	第3、第6	「7条検査」の略称の定義が第3、第6の2か所に記載されており修正すべきである。	御意見を踏まえ、用語初出の第3に略称の定義を記載し、以後略称のみ記載しました。
4	第4の1	(1)の表9添付図書欄及び(2)の表11添付図書欄の「7条検査の申込を証する書類（検査手数料の納付書の写し）」の提出部数を、建築基準法第93条第5項の規定による通知書（浄化槽調書）の必要部数である3部に合わせるべき。	記載の箇所は、法第5条第1項の届出の場合の提出部数を規定したものです。また、精査した結果、添付図書の部数を一部修正しました。
5	第4の1	(1)の表の5の欄中の「建築基準法」に制定年及び法律番号を記載すべき。	第2の1に記載することで対応しました。
6、7	第4の2	建築物の大規模な修繕又は模様替え、用途変更を行う際に浄化槽を設置する場合の手続が漏れており、記載する必要があるのではないか。（同様2件）	建築物の修繕、模様替え、用途変更の際に浄化槽を設置する場合も本指導要綱の対象になりますので、御意見を踏まえ修正しました。
8	第4の3	「如何なる場合であっても」不利益な取扱いをしてはならないと規定すべき。	千葉県行政手続条例第30条第2項では、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」と規定されています。今回、本指導要綱の第4の2に新たな行政指導内容を規定したことから、念のため、指導
9	第4の3	不利益な取扱いの禁止を規定する必要はないのではないか。	

			に従わない場合の取扱いについて、行政手続条例の規定と同趣旨の規定を設けることとしました。 なお、文言については行政手続条例の規定を基にしており、原案のままとします。
10、 11	第5の1	「浄化槽の設計・施工上の運用指針」の最新版では、編集元が「日本建築行政会議」に変わっている。 (同様2件)	御意見を踏まえ修正しました。
12、 13	第12	表題の後に記載された協力事項の実施主体を明記すべきである。(同様2件)	御意見を踏まえ修正しました。
14	附則	建築確認申請により浄化槽を設置する場合の手続に関する規定(第4及び第12の1)の適用は、確認申請の受付日が指導要綱の施行日以降とするよう経過措置を設けるべき。	御意見を踏まえ、指導要綱の施行日において、現に確認申請の手続中である浄化槽を適用除外とする経過措置を設けました。
15	附則	年度途中の制度変更は弊害があるので、周知期間も含め平成30年度からの施行とすべき。	法定検査の未受検解消は喫緊の課題であり、早期の改正が必要なので平成29年度内に施行します。また、制度の円滑な実施のため周知期間を設け、平成29年10月1日からの施行とします。
16	参考様式	7条検査の申込を証する書類(検査手数料の納付書の写し)は正式様式とすべき。	当該書類は検査を実施する指定検査機関が定める様式であるため、原案のとおり台紙を参考様式として示します。
17	参考様式	説明文中の「知事」を「千葉県知事」とすべき。	御意見を踏まえ修正しました。
18	参考様式	確認・届出番号及び年月日を記載する欄は不要ではないか。	行政機関で記載する欄なので、原案のとおりとします。

(2) 制度の運用等に関する意見 (延べ7件)

No.	要綱案の 該当箇所	意見内容	県の考え方
1	第4の2	公共団体は、予算の制度上検査手数料の事前納付が困難であるため、指導要綱の適用除外とすべき。	公共団体は本指導要綱に基づく行政指導の必要がないものと考えています。
2、 3	その他	特定行政庁、限定特定行政庁、指定確認検査機関及び建築士団体等への通知や協力依頼等は、どの部署が行うのか。(同様2件)	要綱を所管する環境生活部水質保全課が通知及び協力依頼等を行います。
4	その他	浄化槽設置届出の受理機関や市町村の責務も規定すべき。	公共団体は本指導要綱に基づく行政指導の必要がないものと考えています。
5	その他	県内で取扱いが異なるのは好ましくないので千葉市、船橋市及び柏市についても同様の取扱いとするよう県から要請すべき。	千葉市、船橋市及び柏市には、指導要綱の改正案について説明し、法定検査未受検の解消に向けた取組を要請しています。
6	その他	浄化槽の設置、変更等の届出をしようとする者が郵送により行う場合は、県が郵送料を負担すべき。	届出は法令上の義務なので郵送料は届出者が負担すべきと考えます。
7	その他	制度を変える以上、できることはまとめてやった方が良いので浄化槽法第11条検査についても受検率向上のための改善策を講じてはどうか。	11条検査につきましては、保守点検及び清掃の契約と法定検査の申込を併せて行う一括契約や効率化検査(BOD検査)を積極的に導入するなどの改善策を進めており、御意見につきましては、参考とさせていただきます。

(3) 要綱案の疑義解釈等に関する質問 (延べ9件)

No.	要綱案の 該当箇所	質問内容	県の考え方
1、 2	第4の2	建築基準法第18条第1項の規定により確認申請手続の適用を受けない国、都道府県又は建築主事を	貴見のとおり、指導要綱の対象となりません。

		置く市町村の建築物に設置される浄化槽は指導要綱の対象としないと考えるか。(同様2件)	
3、 4	第4の3	不利益な取扱いを具体的に示していただきたい。7条検査の申込を証する書類が添付されていないことを理由に、建築確認申請を受理しない、又は確認済証の交付を遅らせることは不利益に該当するのか。(同様2件)	不利益な取扱いは様々であるため要綱で規定すべきものでないと考えます。なお、御質問の例は不利益な取扱いとなるものと考えられます。
5、 6	その他	確認申請後に、下水道への接続や建築計画の中止等により浄化槽が設置されなかった場合に、7条検査手数料は建築主に対して返金されるのか。(同様2件)	浄化槽が設置されていないことを確認後、7条検査手数料は納入先の指定検査機関から検査申込者(検査手数料の納付者)に返金されることと考えております。
7	その他	工期中に7条検査手数料の改訂があり、確認申請時点と7条検査を実施する時点の手数料額が異なる場合の取扱いはどうなるのか。	7条検査を申込み、手数料を納付した時点の7条検査手数料が適用となると考えております。
8	その他	工期途中の計画変更により浄化槽の人槽が増減し、それに伴い検査手数料が増減する場合はどうなるのか。	設置された浄化槽の人槽に応じた検査手数料が適用されます。その結果、納付済みの検査手数料と異なる場合は指定検査機関が追加徴収又は一部返金を行います。
9	その他	工期の途中で、7条検査を実施する指定検査機関が変更となった場合はどのように取り扱うのか。	指定検査機関の変更を行う場合は、検査を申込み、手数料を納付した方の負担が生じないよう配慮して行います。